

令和３年度原子力被災 12 市町村農業者支援事業の事業評価について

令和３年度に実施した原子力被災 12 市町村農業者支援事業の評価結果について、原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 文第 152 号農林水産事務次官依命通知) 第 10 の 3 により、公表します。

【問い合わせ先】

大臣官房地方課

災害総合対策室

代表：03-3502-8111

(内線：3125)

令和３年度原子力被災 12 市町村農業者支援事業の評価書		
1. 事業の実施状況		
① 実施市町村	10 市町村	
② 事業申請期間	令和３年 ２月 ２日～２月 26 日	
	令和３年 ５月 24 日～６月 25 日	
	令和３年 10 月 12 日～11 月 12 日	
③ 事業実施計画承認件数	99 件	
④ 事業実績		
事業費計	721, 073 千円	うち補助金 538, 251 千円
うち		
・農業用機械等の導入	425, 154	317, 233
・施設の整備等	294, 362	219, 852
・施設の撤去	105	77
・果樹の新植・改植、	1, 452	1, 089
花き等の種苗等導入		
2. 事業目標に係る点検		
① 事業目標 平成 23 年 12 月末時点で農産物生産の中止等を余儀なくされた農地（17, 298 ha）のうち、令和 7 年度末までに 6 割（10, 264ha）の営農再開を図る。		
② 令和 3 年度までの営農再開面積 7, 370ha(42. 6%)		
③ 目標達成度（②／①）71. 8%		
3. 点検評価の総合所見		
（１） 福島県は、事業の実施に当たり、市町村、関係団体向け説明会や事業申請期間中の農業者相談会の開催、対象市町村内での広報、官民合同チーム営農再開グループ（（公社）福島県相双復興推進機構、東北農政局、福島県農業振興課及び農林事務所農業振興普及部・農業普及所が構成員）による農業者個別訪問時に事業内容の紹介・助言を行い、農業者への事業の周知と利用促進に取り組んだ。 （２） 県は、事業実施計画書の内容審査や複数の見積りによる事業費チェック等を行い、事業の効率性、有効性が十分に確保されるよう取り組んだ。また、審査期間の短縮を図り、早期に事業着手できるよう取り組んだ。 （３） 原子力災害被災地域においては、徐々に営農再開が進みつつある自治体もあるが、帰還する人も少なく、営農再開までにはまだ時間を要する状況を踏まえ、農林水産省としては、令和 7 年度末までに 6 割の営農再開を目指すこととし、事業実施期間を延長したところである。 これら被災地域においては、「高付加価値産地構想」の実現に向けて、令和 3 年度から関係機関が一体となって、外部から担い手を呼び込む取組を進めているところである。県は、これら取組と連携し、市町村及び JA 等の関係機関と一体となって、引き続き、農業者への事業の周知や利用促進を推進することなどにより、営農再開を加速化することが重要である。		
農林水産省から福島県知事に対する改善指導の必要性		無